|  |
| --- |
| ひな型 |

秘密保持契約書

○○○○○○○○○○（以下「甲」という）と豊田工業大学（以下「乙」という）とは、

「 」に関する検討（以下「本検討」という）を行うにあたり、相互に開示する秘密情報の取扱いについて、次のとおり契約を締結する。

（秘密情報）

第１条　本契約において秘密情報とは、本検討の遂行のために、甲及び乙が相手方に対して本契約第２条に基づき開示する情報をいう。

　　２．前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外する。

　　　（１）相手方から開示される前に、既に公知・公用であった情報

　　　（２）相手方から開示される前に、既に自己が所有していた情報

　　　（３）相手方から開示された後に、自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報

　　　（４）正当な権原を有する第三者から秘密保持義務等の制限を受けることなく知得した情報

　　　（５）相手方の秘密情報に拠ることなく独自に開発した情報

（秘密情報の開示）

第２条　甲及び乙は、本検討に必要と自らが判断した自己の秘密情報を次の各号に従い相手方に開示する。

（１）書面その他の有体物により秘密情報を開示する場合、開示日及び秘密である旨をそれらの有体物に表示する。

　　　（２）口頭、映像、その他秘密である旨を表示して開示することが困難な方法・形態により秘密情報を開示する場合には、開示の際に相手方に秘密である旨の指定をし、開示後30日以内に、当該秘密情報の開示の場所、日時及び開示内容を簡潔に記載して、秘密である旨を表示した書面を相手方に提出する。

　　　（３）電子データ（電子・磁気記録媒体に保存した場合も含む）により、秘密情報を開示する場合、当該電子データを表示装置で表示する可能性のある状態にした際に、当該情報が秘密である旨が明らかとなるよう適切な表示をする。

（秘密保持・管理等）

第３条　甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を、本検討の遂行のために知る必要のある自己の関係者のみに限定して開示するものとし、この場合以外は、甲及び乙の内外を問わず開示・提供又は複写・複製をしてはならない。なお、複写・複製した秘密情報は、秘密である旨の表示を付し、秘密情報の一部として保持、管理及び使用する。

　　２．甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報については、自己の秘密情報を保護するのと同程度の善良なる管理者の注意をもって管理する。

　　３．甲及び乙は、前二項の規定にかかわらず、本検討を遂行する過程において、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示する必要のある場合は、事前に相手方の書面による承諾を得た上で、当該秘密情報を当該第三者に開示することができる。

（目的外使用禁止）

第４条　甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を、本検討の遂行のためのみに使用し、他の目的・用途に使用してはならない。

（発明・考案）

第５条　甲及び乙は、本契約期間中及び本契約終了後３年の間に、相手方から開示された秘密情報に基づき発明・考案をなした場合には、速やかにその内容を相手方に通知のうえ、当該秘密情報の漏洩防止の観点からその出願・公表の可否、その権利の帰属等につき甲乙協議の上決定する。

（秘密情報の返却等）

第６条　甲及び乙は、本検討又は本契約が終了したときは、相手方から開示された秘密情報（含複写・複製物）を速やかに相手方に返却し又は相手方の指定する方法により処分する。

（権利の許諾）

第７条　甲及び乙が本契約に基づき相手方へ秘密情報を開示することは、自己の現在又は将来所有する特許権（出願中のものを含む）、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他の知的財産権につき、相手方にその実施又は利用を許諾するものではない。

（非保証）

第８条　本契約に基づき相手方より開示される情報等はすべて現状のままで提供され、その正確性、第三者の知的財産権及びその他如何なる権利の非侵害に関しても明示・黙示の保証を与えるものではない。

　　２．本契約に基づく情報等の開示もしくは受領は、甲乙間における製品取引、役務提供若しくは技術供与、又は共同開発の提携等について約束するものではない。

（権利義務の譲渡禁止）

1. 甲及び乙は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利若しくは義務又は本契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。

（輸出管理）

第１０条　甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示又は提供された秘密情報、製品、ソフトウェア、関連技術その他一切の情報及び複製物を輸出、販売、使用許諾等する場合には、「外国為替及び外国貿易法」及びその他関連法令を遵守する。

（損害賠償）

第１１条　甲及び乙は、相手方が本契約に違反しこれにより損害を被った場合には、その損害の賠償を当該相手方に請求することができる。

（有効期間）

第１２条　本契約の有効期間は、２０〇○年〇月○日から２０〇○年〇月○日までとする。

但し、この期間は両者協議の上、変更することができる。なお、本契約第３条から第５条に定める事項については本契約終了後もなお３年間有効とする。

（協議事項）

第１３条　本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、これを解決する。

（管轄裁判所）

第１４条　本契約に関する紛争の第一審の専属的管轄裁判所は○○○地方裁判所とする。

上記契約締結の証として本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上各一通を保有する。

年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

甲

（代表者）

（住所）愛知県名古屋市天白区久方二丁目12番地1

乙　　　　　豊田工業大学　　　　　　　研究室

　　（代表者）